

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 自民党奈良 荻田 義雄

年 月 日	令和元年10月1日 13:00~15:00				
政務活動先	国土交通省				
政務活動の目的	「防災・安全対策交付金」「社会資本整備総合交付金」の奈良県配分について引き続いての支援のお願いを行う。				
相手方	国土交通省 森顧問、交通審議官 栗田、道路局 長橋局次長、都市局 北村局長、水管理・国土保全局 五道局長、鉄道局 水嶋局長				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	「防災・安全対策交付金」「社会資本整備総合交付金」の総額確保に向け要望活動を行った。 道路局 道路等の基盤整備、防災・安全対策交付金事業の確保、他 都市局 都市公園(平城宮跡)並びに社会資本整備交付金の総額確保 水管理・国土保全局 奈良市鹿野園町における地滑り被災箇所の補助事業 鉄道局 平城山駅のバリアフリー化(エレベータ設置)				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国土交通省	近鉄・JR (往復)	近鉄奈良~京都 京都~東京	39,640	29
		タクシー	東京駅~議員会館	2,100	30
		タクシー	議員会館~国交省	580	31
		タクシー	国交省~東京駅	1,700	32
		合計		44,020 円 ()	
備考	添付資料：要望書控え、面談者名刺(コピー)				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

令和元年10月 1日

国土交通省
審議官 栗田 卓也 様

奈良県議会議員
荻田 義雄

「防災・安全交付金」及び「社会資本整備総合交付金」の総額確保等について

【防災・安全交付金の総額確保】

- 令和2年度においても、「奈良県国土強靱化地域計画」(H28年5月策定済み)等に基づき、本県における道路等の基盤整備、防災・減災対策、老朽化対策を着実に推進するため、県土の強靱化、県民の安全・安心の確保に必要な「防災・安全交付金事業」の総額確保、配分を是非お願いしたい。

【社会資本整備総合交付金の総額確保】

- 令和2年度においても、「奈良県地方創生総合戦略」(H27年12月策定済み)等に基づき、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの3つを基本目標として、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ため、本県の経済の活性化、及びくらしの向上を下支えする道路等の基盤整備やプロジェクトなどの推進に必要な「社会資本整備総合交付金事業」の総額確保、配分を是非お願いしたい。

■ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の着実な推進のため、計画全体に必要な総額確保及び奈良県への重点配分を是非お願いしたい。

また、県土強靱化の実現には、さらに紀伊半島アンカールート¹の整備など、令和3年度以降も予算が必要であるため、新たな財政措置の仕組みの構築をお願いしたい。



国土交通審議官 栗田 卓也氏と



道路局次長 長橋 和久氏と



都市局長 北村 和久と

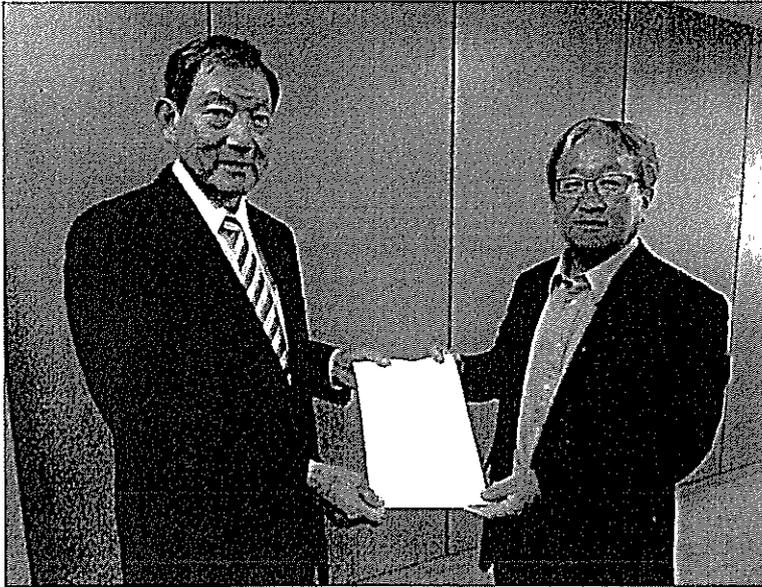


水管理・国土保全局長 五道 仁実氏と

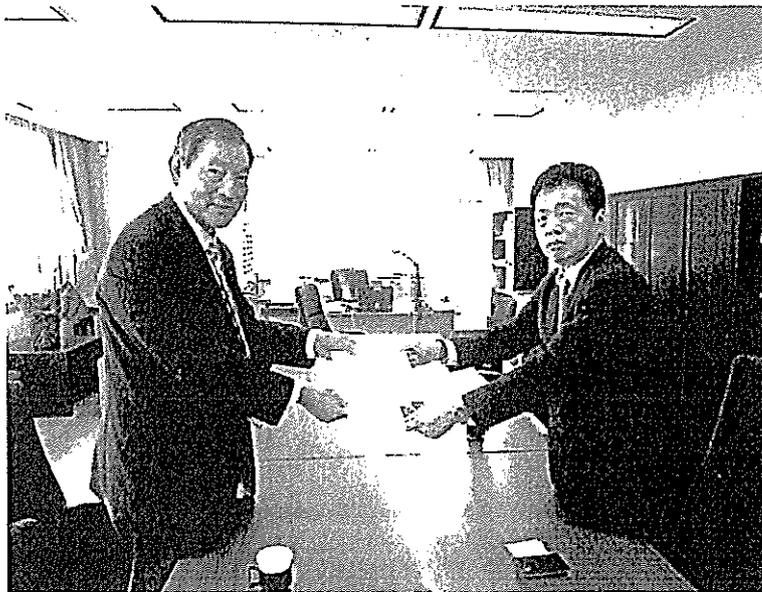
国土交通省要請陳情

日時：令和元年10月1日

1. 平城山駅のバリアフリー化（エレベータ設置）についての要望



国土交通省顧問 森 昌文（前事務次官）



鉄道局長 水嶋 智



国土交通審議官

栗田 卓也

KURITA Takuya

〒100-8918
東京都千代田区穀が関2-1-3
Tel:03-5253-8111(内線 20051)
:03-5253-8008(直通)
Fax:03-5253-1507
E-mail

国土交通省

鉄道局長

水嶋 智



〒100-8918 東京都千代田区穀が関2-1-1
電話 〇三(五二五三)八二一三
直通 〇三(五二五三)八〇八〇
E-mail

国土交通省 顧問

森 昌文

博士(工学)

〒100-8918 東京都千代田区穀が関2丁目一番三号
電話 〇三(五二五三)八二一一
E-mail



国土交通省

水管理・国土保全局長

五道 仁実

〒100-8918 国土交通省
東京都千代田区穀が関2-1-1
電話 〇三(五二五三)八二一一



国土交通省



砂防部長

今井 一之

〒100-8918 国土交通省 水管理・国土保全局
東京都千代田区穀が関2丁目一番三号
電話 〇三(五二五三)八〇七五
E-mail



国土交通省

技監

山田 邦博

国土交通省
電話 〇三(五二五三)八二一一
E-mail

国土交通省
道路局長次長

長橋 和久



国土交通省

〒100-8918 東京都千代田区穀が関2-1-1
電話 〇三(五二五三)八二一一
直通 〇三(五二五三)八〇七五
FAX 〇三(五二五三)一六一三
E-mail



Construction



国土交通省 都市局長

北村 知久

KITAMURA Tomohisa

〒100-8918
東京都千代田区穀が関2-1-3
Tel :03-5253-8111(内線 32001)
:03-5253-8065(直通)
Fax :03-5253-1584
E-mail

第11号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 自民党奈良 萩田 義雄

年 月 日	令和2年2月18日 13:00~15:00				
政務活動先	国土交通省				
政務活動の目的	「防災・安全対策交付金」「社会資本整備総合交付金」の奈良県配分について引き続いての支援のお願いを行う。				
相手方	国土交通省 山田技監、藤田事務次官、道路局 池田局長、都市局 北村局長、水管理・国土保全局 五道局長、鉄道局 寺田局次長				
内容 結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	<p>「防災・安全対策交付金」「社会資本整備総合交付金」の総額確保に向け要望活動を行った。</p> <p>道路局 京奈和自動車道等の整備促進、紀伊半島アンカールートの道路整備 都市局 社会資本整備交付金の総額確保 鉄道局 平城山駅のバリアフリー化 (エレベータ設置) 他</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	国土交通省	近鉄・JR (往復)	近鉄奈良~京都 京都~東京	40,400	63
		タクシー	東京駅~議員会館	1,540	64
		タクシー	議員会館~東京駅	1,460	65
		合計		43,400 円 ()	
備考	添付資料：要望書控え、面談者名刺(コピー)				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

令和2年 2月18日

国土交通省
様

奈良県議会議員
荻田 義雄

「防災・安全交付金」及び「社会資本整備総合交付金」の総額確保等について

【防災・安全交付金の総額確保】

- 令和2年度においても、「奈良県国土強靱化地域計画」(H28年5月策定済み)等に基づき、本県における道路等の基盤整備、防災・減災対策、老朽化対策を着実に推進するため、県土の強靱化、県民の安全・安心の確保に必要な「防災・安全交付金事業」の総額確保、配分を是非お願いしたい。

【社会資本整備総合交付金の総額確保】

- 令和2年度においても、「奈良県地方創生総合戦略」(H27年12月策定済み)等に基づき、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの3つを基本目標として、「地域の自立を図り、暮らしやすい奈良を創る」ため、本県の経済の活性化、及び暮らしの向上を下支えする道路等の基盤整備やプロジェクトなどの推進に必要な「社会資本整備総合交付金事業」の総額確保、配分を是非お願いしたい。
- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の着実な推進のため、計画全体に必要な総額確保及び奈良県への重点配分を是非お願いしたい。
また、県土強靱化の実現には、紀伊半島アンカールートの整備など、令和2年度予算の重点配分と令和3年度以降も「3ヶ年緊急対策」の継続・拡充をお願いしたい。

令和2年2月18日
平城山駅のバリアフリー化(エレベーター設置)に係る要望書

国土交通省
鉄道局長 水嶋 智 様

奈良県議会議員 萩田 義雄
奈良市佐保台地区自治連合会 会長 中口 則弘
平城山駅のバリアフリー化については、以前より要望をさせていただき、貴重なご意見を賜っているところでございます。誠にありがとうございます。
今回、あらためて、以下の通り、平城山駅のバリアフリー化について要望をさせていただきますので、よろしく願います。

平城山駅周辺での住宅開発が進み、将来の駅利用者の増加が見込まれるとともに、既存住宅地の住民の高齢化が今後進むことから、現在階段のみが設置されている平城山駅についてエレベーター設置など、バリアフリー化を強く要望致します。

【経緯】

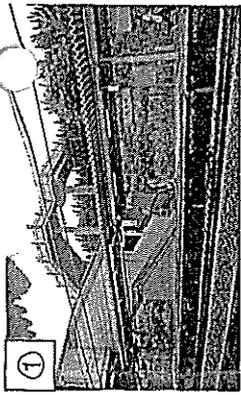
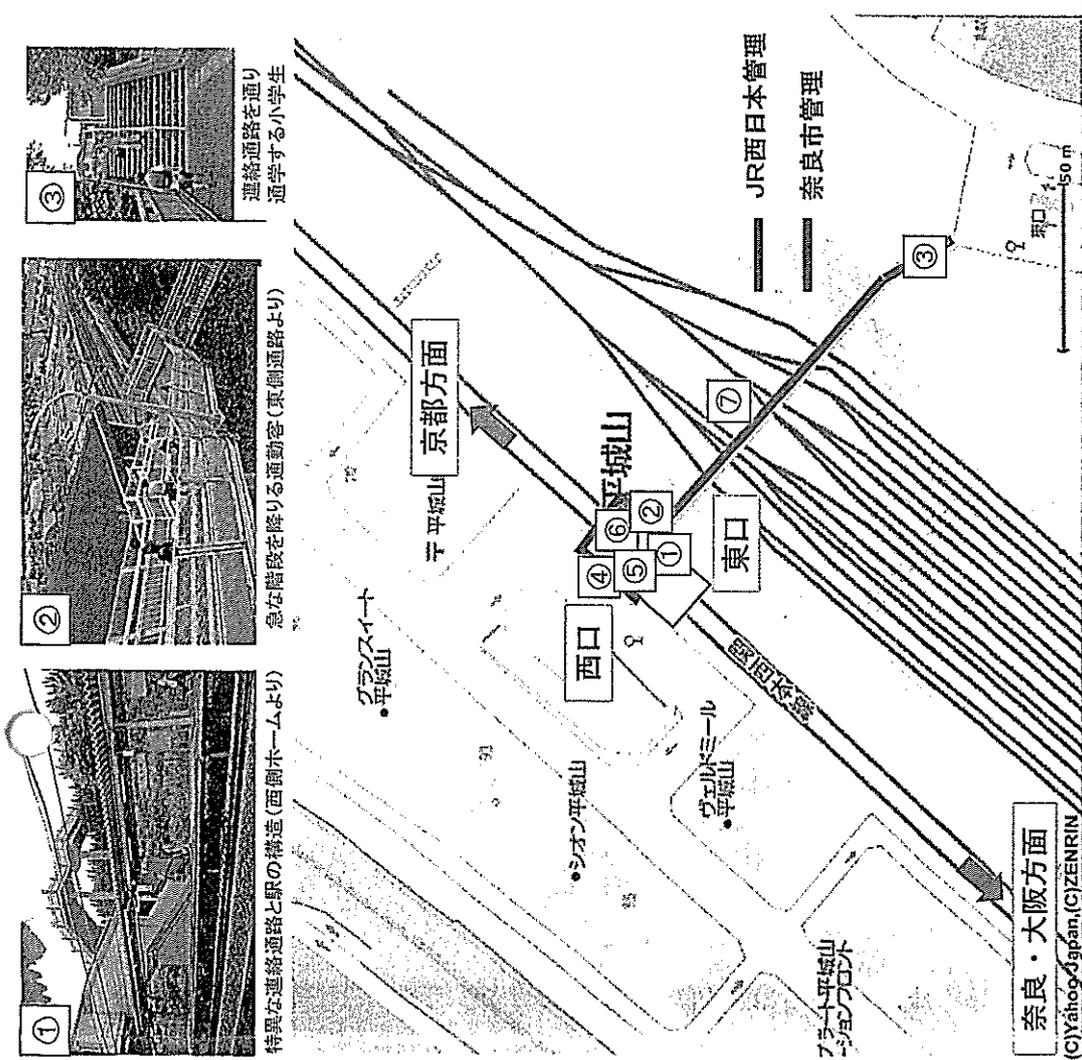
- ・平城山駅は、三井佐保山住宅地の開発にあわせ、昭和60年12月に新設。
- ・その後、奈良市佐保台2丁目・3丁目に加えて、佐保台西町の開発も進み、平城山駅の乗降者数はピーク時(平成19年度)約3,100人に。
- ・乗降者数はその後減少したものの、平成29年度の乗降者数は、1日約2,700人。

【今後の見込み】

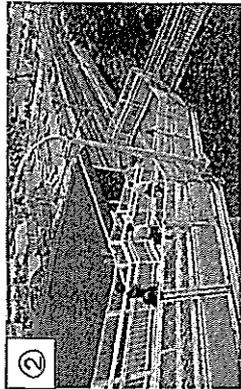
- ・平城山駅東側の佐保台1丁目において、総区画数202区画の「ビバリーヒルズ・平城山」の住宅開発が完成。
- ・さらに、駅西側では、昨年夏頃に、新たに総戸数50戸以上の新築マンションが竣工しており、将来的には、平城山駅の1日あたりの利用者数が3,000人を超えることが見込まれる。

【地域住民・利用者の声】

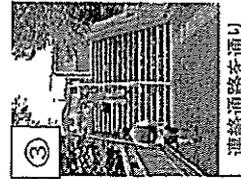
- ・3階にある改札口とホームを結ぶ階段が特に長く、大きな荷物を持っている方や、高齢者、小さなお子さん連れの方にはとても不便。
- ・車いす必需の方は無論のこと、杖を必要とされる方達が利用できない。
- ・高齢者が使いにくい状況が続けば、駅利用者が減ってしまう。
- ・奈良・大阪・京都方面へ唯一の交通拠点駅として重要性が高い。
- ・駅舎には、係員が1人、8時～19時30分の間いるだけ。係員がいない時間には、階段の上り下りを助けてもらえない。
- ・駅の東西を結ぶ通路は、駅の西側の小学生の通学路と なっているが、階段が長く、毎日が大変。



① 特異な連絡通路と駅の構造(西側ホームより)



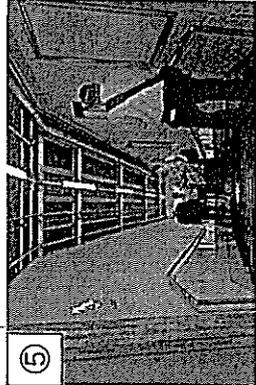
② 急な階段を降りる通勤客(東側通路より)



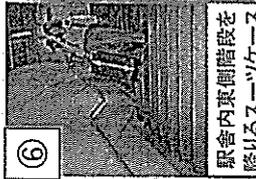
③ 連絡通路を通り通学する小学生



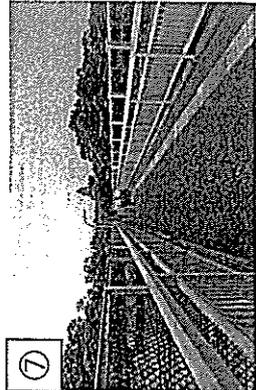
④ 改札口へ繋がる西側階段を上る通勤・通学客



⑤ 長い駅舎内西側階段を降りる通勤客



⑥ 駅舎内東側階段を降りるスーツケースを持った女性



⑦ 線路を跨ぐ、長い連絡通路

技監



山田邦博



国土交通省
電話 〇三(五二五三)八一
E-mail: [Redacted]

国土交通省 都市局長

北村 知久

KITAMURA Tomohisa

F 100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel : 03-5253-8111 (内線 32001)
: 03-5253-8065 (直通)
Fax : 03-5253-1584
E-mail: [Redacted]

国土交通事務次官

藤田 耕三



国土交通省
東京都千代田区霞が関二-1-3
電話 (〇三) 五二五三-八〇〇六
E-mail: [Redacted]

水管理・国土保全局長

五道 仁実



国土交通省
F 100-8918
東京都千代田区霞が関二-1-3
電話 〇三(五二五三)八一



国土交通省

道路局長

池田 豊人



東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
F 100-8918
電話 〇三(五二五三)八一
E-mail: [Redacted]

国土交通省

鉄道局次長

寺田 吉道



東京都千代田区霞が関二-1-3
F 100-8918
電話 〇三(五二五三)八一
直通 〇三(五二五三)八一
FAX 〇三(五二五三)一六三三
E-Mail: [Redacted]

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 荻田 義雄

年 月 日	令和元年 12 月 15 日				
表題と発行部数	「躍進」 3 万部発行				
対象者	一般県民				
配布方法	個別郵送 3 千部 ポスティング 2 万 5 千部 ミニ集会等会議にて 2 千部				
発行目的	6 月、9 月の総務警察委員会・予算審査特別委員会の質問内容、及び日々の活動内容に関して報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域・後援会活動の記事があるため)				
内容	県政報告 地域・後援会活動 意見募集				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成代	奈良新聞 印刷	66,220	作成費	55
	紙代	ペーパー	72,820	4/6 T 7.5R 四つ切 3 万部	54
	印刷代	浅田印刷	190,000	3 万部	41
	※50%充当 合計 329,040 円 (329,040×50%=164,520 円)				
備考	添付資料：広報誌「躍進」令和元年 12 月 15 日発行				

注 発行した広報紙を添付してください。



躍

(やくしん)

題字は桐原寺住職 倉本義雄師
くせとせうしゅう

進

県政へのご意見をお聞かせ下さい
編集・発行
奈良県議会議員
荻田 義雄
〒630-8431 奈良市蓮之庄町129-1
TEL 0742 (61) 6300
HP
<http://www.ogita-yoshio.com/>
Facebook
<https://www.facebook.com/ogita.yoshio>



急峻な谷筋に向け不法に投棄された残土



地元での会合に出席し、対策を話し合う

奈良市北椿尾町の残土搬入問題

令和の御世となり、新たな時代の幕開けを迎えたばかりですが、奈良市北椿尾町で大変な事態が起こってしまいました。

今年五月頃から奈良市北椿尾町トツ谷地区で、一日に数百台ものダンプカーが通行し、県道から急峻な谷筋へ向け残土の投棄していたことが判明したのです。

地元の方によると同地区は、長年にわたり他業者によって産業廃棄物が投棄され、甚大な被害を受けています。

この不法行為によって以前

奈良市が整備した仮排水路が崩壊し、隣接する個人所有の山林にも残土を投棄したうえ、最近の集中豪雨により土砂崩れを引き起こしたことから、違う所有者の土地に土砂を堆積させ、近くを流れる大岩谷川に残土及び浮遊物が流れ込むことで、下流域での水素イオン濃度が高くなり、農業用水として利用しにくい状況が現出して、イチゴ農家では育苗のため、毎日三トンの自水を運ぶなど大変な苦勞を強いられています。

同地域には、昭和五十六年に奈良県が県道福住上三橋線に奈良県が県道福住上三橋線

現地視察及び地元と会合

事態を重く受け止め、九月の予算審査特別委員会での問題をとり上げ、県に対応を促すとともに現地を視察、住民の方々とこの会合にも出席させていただき、奈良市、奈良市議会への陳情にも立ち会ったところです。

このような不法行為を抑止するには、県と市町村の連携が不可欠で、八月二十六日に奈良県及び県内十一市町村が結んだ協同監視協定は、衛星写真での広域監視と詳細な連携により、違反行為での自然破壊や土砂災害に効果も期待されます。

社会の営みが続く限り、様々な事が起こります。現代社会では、私たちが安全に安心して暮らす日々を阻害する事象が頻発しています。県政に参画する一員として、このような事を看過することは出来ません。皆様から寄せられる期待に応えるべく、日夜活動しております。

奈良市が整備した仮排水路が崩壊し、隣接する個人所有の山林にも残土を投棄したうえ、最近の集中豪雨により土砂崩れを引き起こしたことから、違う所有者の土地に土砂を堆積させ、近くを流れる大岩谷川に残土及び浮遊物が流れ込むことで、下流域での水素イオン濃度が高くなり、農業用水として利用しにくい状況が現出して、イチゴ農家では育苗のため、毎日三トンの自水を運ぶなど大変な苦勞を強いられています。

同地域には、昭和五十六年に奈良県が県道福住上三橋線に奈良県が県道福住上三橋線

現地視察及び地元と会合

事態を重く受け止め、九月の予算審査特別委員会での問題をとり上げ、県に対応を促すとともに現地を視察、住民の方々とこの会合にも出席させていただき、奈良市、奈良市議会への陳情にも立ち会ったところです。

このような不法行為を抑止するには、県と市町村の連携が不可欠で、八月二十六日に奈良県及び県内十一市町村が結んだ協同監視協定は、衛星写真での広域監視と詳細な連携により、違反行為での自然破壊や土砂災害に効果も期待されます。

県政の諸課題解決へ全力投球！

地域公共交通対策等特別委員会県内調査(令和元年8月1日)

- 乗り合いバス事業について

若年人口及び生産年齢人口の減少により、通勤・通学利用が下降線をたどっているため、公共交通の路線や便数が減少傾向にあり、運転者不足も深刻化しています。バス会社としては、事業の公共性に鑑みてバス停車帯の設置、道路明示、駅前ロータリーの整備などの課題について、行政の協力を求めています。
- 高齢運転者対策について

通院や買い物などの交通手段として、自らハンドルを握る高齢運転者は多く、安全運転を確保することが急務の課題です。高齢運転者の認知機能検査が義務化され、これに対応するため、高齢者講習コースの整備や高齢運転者支援室の新設等、奈良県運転免許センターの施設及び体制が強化されている状況を視察しました。

総務警察委員会県内調査(令和元年8月27日)

- 万葉文化館の概要について

「令和」の命名者と言われる中西進さんが初代館長を務められた万葉文化館を視察しました。同館は、古代の人々の遊びや暮らしを疑似体験したり、わが国最古の铸造銭(富本銭)の展示、古代文化関連の図書資料収集等を行っており、元号改元に伴い入館者数(4月~7月)が前年比約1.5倍に急増しています。
- 職員採用の取り組みについて

人事委員会を訪れ、県職員の採用についてヒアリングしました。東京での試験会場設置とともに不足している土木技術系職員の採用では、市町村と共同での試験を実施しているところで、リクルート関連では職場見学、中堅・若手職員との懇談、主要大学、公務員予備校への説明会の開催等を実施し、人材の確保につなげたいとのことでした。

6月議会 総務警察委員会の質疑から!!

救急搬送について

【荻田】救急搬送の際、何れもたらい回しされることなく救急車が病院に到達し、消防職員と病院がいち早く連携するため、e-MAATCHシステムが平成二十五年度に導入されました。

しかし、導入から六年を経ましたが、時間短縮にはほど遠いではありませんか。一九番通報により患者さんのもとへ到達しても、現場で消防と病院の話し合いが進まない場面をよく見ます。

e-MAATCHシステムの導入に際し、当時関わった者の一人として、搬送時間が短縮しない要因は最終的に受入れ側の病院にあると考えています。県として、この問題をどのように入れているのかお聞かせください。



6月議会 総務警察委員会

【荻田】平成二十七年の一回、六十年に一回となり、最大限案件数も平成二十七年の二回から平成三十年に九回と大幅に減少しています。その要因として南奈良総合医療センター、奈良県総合医療センターの開設等、医療機関の整備が整ってきたためと

【荻田】令和二年度から会計年度任用職員制度の導入をめぐり、六月議会に条例の改正案を出していますが、そもそもこの制度がどのようなものなのか、これまでの日々雇用職員の給与、勤務条件などが変わるのか、お聞かせください。

会計年度任用職員制度の導入

【荻田】もつとよくなる奈良県

【荻田】もつとよくなる奈良県

【荻田】もつとよくなる奈良県

市町村応援補助金について

【荻田】もつとよくなる奈良県

【荻田】もつとよくなる奈良県

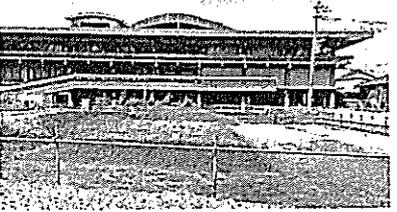
【荻田】もつとよくなる奈良県

県立美術館北側県有地について

【荻田】県立美術館の北側に隣接していた婦人会館、消費生活センター、北分庁舎が取り壊しされ更地になっていました。この場所については以前荒井知事から文化会館と美術館を一体で整備する際の拡張用地として使うと聞いておりましたが、一向に進展していません。現在の状況、今後の進め方についてお聞かせください。

【文化振興課長】文化会館、美術館が築後四十年以上を経過し、老朽化あるいは耐震面での課題があることから、平成二十七年に周辺整備計画を策定しました。平成二十八年に婦人会館等の庁舎を取り壊し、平成二十九年度から文化財発掘調査に着手していますが、興福寺の旧境内地に位置し、貴重な遺構群が出土したため、専門家と議論しながら対応方法を検討しているところです。

【荻田】重要な遺構であることから、対応を検討しているとのことですが、県民の皆様は、文化会館に来て東側を見れば、なぜ、更地のままになっているのだろうかという思いを持たれていると思います。そのような思いを払拭する意味でも、発掘で重要な遺構が発掘されたことを、具体的に立て看板等を設置し、県民の方々に見ていただくことも意味があると思います。



県立美術館北側の県有地

繰越明許費への対応(要望)

【荻田】平成三十年度の繰越明許費が約三九億円ありま

【荻田】平成三十年度の繰越明許費が約三九億円ありま

【荻田】平成三十年度の繰越明許費が約三九億円ありま

9月会 奈良市鹿野園地区の 地すべり対策について

奈良市鹿野園地区は、平成四年から五年にかけ大規模な地すべりが発生したことから、対策工事を実施してきましたが、令和元年七月から八月にかけて再び地すべりが発生したため、固定ピンを六箇所設置し地表面の変動調査を行なってきました。しかし、連続的降雨により再び地すべりを起こしていることがデータ上でも明らかになりました。



地元及び関係者と現地を視察

この状況に奈良県は、至急に対策工を検討し圃の探採を受けられるよう協議していますが、時間がかかることから応急的な対策に止どまっています。

奈良市北椿尾町の 残土処理問題について

奈良市北椿尾町地内の林地に、民間業者が残土を搬入し、下流に土砂が流出する事案で、事業者は、残土を搬入する森林の面積を一畝以下であると超えているため、知事による林地開発許可が必要な案件となつています。つまり、無許可で投棄しているのです。この状況に県としてどのように対応するのか質したところ、

荒井知事は、この問題が森林法の伐採届の不備を狙ったものであるため、事業者に土砂搬入の中止と復旧を求め、従わない場合は監督処分、訴訟や代執行を行なうなど厳しく対処すべきと答弁されました。具体的には、早期発見と一畝以下であっても伐採届の段階で開発行為へ対処するなど抜けど道を抜けないよう取り組むとのことです。

この事業者は奈良市中畑町地内でも、同様の林地開発を行なっており、徹底した指導を求めたところ、現状では森林法に基づく伐採届に対し、防災・生態系の保護・環境について何も規定がない状況ですが、スイスを参考に森林環境管理制度を創設するべく検討しています。

9月会 総務警察委員会 の質疑

公立小中学校における 空調設備の設置問題！

奈良県の小中学校における空調設備の設置率が、平成十九年度で全国平均が四九・六％に対し、七・四％でした。平成三十年は全国的に猛暑が続き、子どもの健康を損なう危険が懸念されたため、平成三十年八月、自由民主党所属の奈良県議会議員に呼びかけ、安倍総理に「空調設備にかかると要望書」を提出いたしました。

その結果、空調設備設置に対する補助として全国で八百十七億円の補正予算が計上され、奈良県においても児童・生徒が安全に安心して学習できる環境を整えられる見通しはつきりましたが、県の補助事業も含め現状について質したところ、令和元年九月一日時



奈良市民病院前の横断歩道橋の修繕が完了

横断歩道橋・信号機設置が実現！

奈良市民病院前の老朽化が進み、飛鳥地区の自治会や青友会、安全指導協会などから修繕を求められていた、奈良市民病院北側の市道に架かる歩道橋は、奈良市が、その状況を点検したところ、鉄板の腐食やさびなどの劣化

が確認されたため、令和元年七月から長寿命化をめざし、修繕工事を実施してきましたが、このほど歩行面が再舗装されました。これにより歩行者、とりわけ通学する児童・生徒の安全・安心が確保されることとなり、奈良市長への要望書提出に立ち会った経緯がホッとしているとみられます。

国道・市道交差点に 信号機設置、実現へ

飛鳥地区を南北に走る国道一六九号と泉屋駐車場南側の市道交差点は、人身事故が多発することで知られ、地元の皆様と押ボタン式交通信号機の設置を奈良警察署に要望していましたが、このほど令和元年度末までに設置されることとなりました。



国道・市道交差点に信号機設置、実現へ



修繕を終えた歩道橋



修繕前の歩道橋

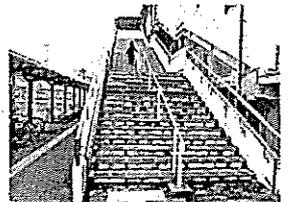
奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり まちづくり懇談会・A1タウン特別検討会

奈良市八条・大安寺地区のまちづくりは、奈良県初のスマートシティで、「A1タウン人口知能のまち」を実現し、高度な交通や観光、都市サービスを提供します。そのため、地元の方々とまちづくり懇談会を設置、その下に行政及び学識経験者等で構成するA1タウン特別委員会を設立し、本格的な検討に入っています。令和2年後半には基本計画案を策定のうえ、令和3年以降に構想を決定し、計画策定する予定で、萩田義雄は自治会顧問として関わっています。



平城山駅のバリアフリー化を要望 国交省の森顧問（前事務次官）、水嶋局長に要望

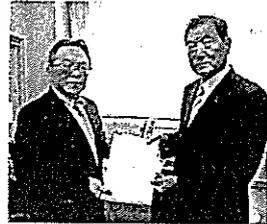
JR平城山駅は、周辺住宅地の開発に合わせ、昭和60年に新設されました。ピーク時の乗降客数は、約3,100人でしたが、近年は一日約2,700人程度です。しかし、駅東側の住宅開発に加え西側でも新築マンション竣工が予定されていることから、今後乗降客数は3,000人超が見込まれます。ところが、改札口に向かうには、合計150段もの階段があり、とても不便なため、国交省の森顧問及び水嶋鉄道局長にバリアフリー化を要望しました。



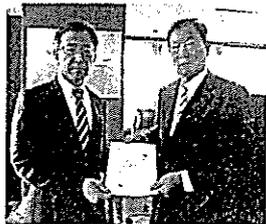
国土交通省幹部に要望!!

令和元年六月及び十月に国土交通省を訪れ、担当する幹部に次の項目について実現を要請いたしました。

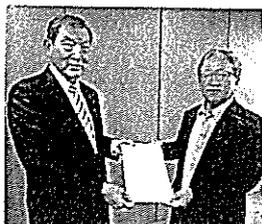
- 防災安全交付金、社会資本整備交付金の総額確保。
- JRR平城山駅のバリアフリー化。
- JRR新駅を中心としたまちづくり。
- 道路・河川・都市整備予算の確保。
- 平城宮跡公園整備予算及びまちづくり交付金の要望。
- 大和川水系での豪雨対策、砂防・急傾斜地崩壊対策。
- 京奈和道を含む道路予算の確保。
- 地すべり被災箇所の補助事業の採択。



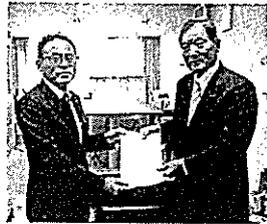
長橋和久道路局長



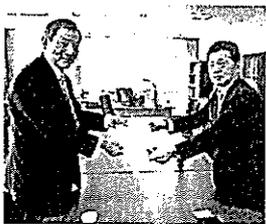
栗田卓也国土交通審議官



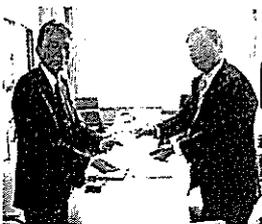
森島文国土交通省顧問(前事務次官)



北村和久都市局長

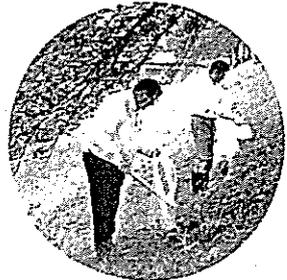


水嶋智鉄道局長



五道仁実水管理・国土保全局長

奈良県議会議員 荻田義雄の活動ぶり!!



■大安寺西地区の社会福祉協議会、自治連合会による佐保川、野川、御堤川清掃に和川原農市民とともに参加しました。(令和元年7月15日)



■奈良県精神障害者家族会連合会の第27回定期総会に参加し、社会保険のあり方など課題(山頂)を察知しました。(令和元年5月11日)



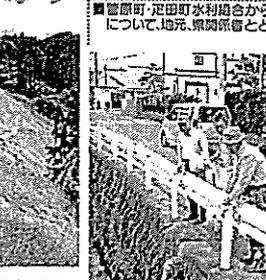
■月ヶ瀬地区での急傾斜地対策(奈良県)と市道整備について、粟久保市道と清地保界及び打ち合わせ。(令和元年9月10日)



■奈良県農林漁業の祭り園遊会に参加、ご挨拶の機会をいただきました。(令和元年5月19日)



■田原地区の道路改良工事(令和元年5月30日)



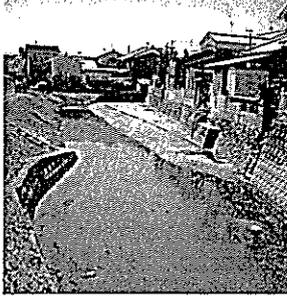
■菅原町・疋田町水利組合からの要望で、大湖川の増水対策について、地元・農協関係者と事前に現地視察。(令和元年5月30日)



■奈良佐保短期大学で大地震を想定した地震防災訓練に地蔵住民、学生など350人が参加しました。訓練実施にあたり事前に相談を交わしていたこともあり、定時的開催をめざします。(令和元年9月28日)



■夏本郷を迎え、清原地区の夏祭りを始め、菅原町の盆踊り他、各地の夏祭りにおじゃましました。(令和元年7月28日)



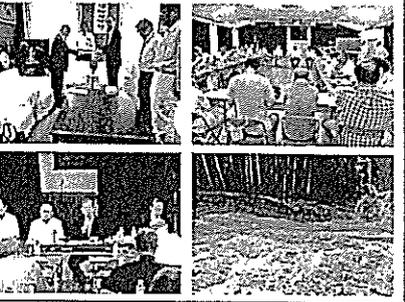
■新川地区の急傾斜地対策工事(令和元年5月7日)



■山原村に建設された「新山つづき」に参加、挨拶させていただきました。(令和元年5月30日)



■清原地区内の農土地域分界線が不明な箇所を調査し、下流で発生する洪水が原因で、地元と関係する調査を実施しました。(令和元年9月26日)



■大安寺地区自治連合会の理事会に顧問として出席し、新駅を核としたまちづくり等についてお話しさせていただきました。(令和元年7月12日)

おきたよしお殿様

- 昭和22年12月7日生まれ 奈良県立奈良西工高等学校卒業
- 昭和58年、奈良市議会議員に当選(3期)この間、副議長等を歴任
- 平成7年、奈良県議会議員に当選
- 厚生常任副委員長、幹事交通対策特別委員長を歴任
- 平成15年奈良県議会議員に再選、総務・庶務委員長、議会運営委員長を歴任
- 平成22年、自民党奈良県連 総務会長に就任
- 平成23年、奈良県議会議員に4選、病院を核としたまちづくり推進特別委員会委員長に就任
- 平成24年、自民党奈良県連第一選挙区支部幹事長、奈良市支部長に就任
- 平成27年、奈良県議会議員に5選
- 平成27年~29年、議会運営委員長
- 平成30年、自民党奈良県連 幹事長に就任
- 平成31年、奈良県議会議員に6選

告知板

「三」集会開催のお願い
荻田義雄さんを招いて
三集会を開いてみませんか。
何人からでも参ります。
☎074-216-1630



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 荻田 義雄

年 月 日	令和2年3月26日				
表題と発行部数	「躍進」 3万部発行				
対象者	一般県民				
配布方法	個別郵送3千部 ポスティング2万7千部				
発行目的	3月の本会議で行った代表質問内容に関して報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域・後援会活動の記事があるため)				
内容	県政報告 地域・後援会活動 意見募集				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成代	奈良新聞 印刷	66,220	作成費	76
	紙代	ペーパル	72,820	4/6 T 7.5R 四つ切 3万部	75
	印刷代	浅田印刷	190,000	3万部	74
		※50%充当 合計 329,040 円 (329,040×50%=164,520 円)			
備考	添付資料：広報誌「躍進」令和2年3月26日発行				

注 発行した広報紙を添付してください。



躍

(やくしん)

進

題字は常楽寺住職 倉本秀憲 師 (くらしとまよりの)

県政へのご意見をお聞かせ下さい
編集・発行
奈良県議会議員
萩田 義雄
〒630-8431 奈良市菟之庄町129-1
TEL 0742 (61) 6300
HP <http://www.ogita-yoshio.com/>
Facebook <https://www.facebook.com/ogita.yoshio>

本会開場での代表質問



感染症指定医療機関

・奈良県立医科大学附属病院(7床)	橿原市
・済生会中和病院(4床)	桜井市
・南奈良総合医療センター(4床)	大淀町
・市立奈良病院(1床)	奈良市
・奈良県総合医療センター(6床)	奈良市

【萩田】中国湖北省を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界百カ国を超え規模となり、わが国でも十三都府県(三月十日時点)で感染者が確認されています。国は感染拡大のスピードを可能な限り抑制することを最優先に、様々な施策を講じているところですが、これからこの対策として患者数が大幅に増加した場合の備えが必要になります。

新型コロナウイルスは、陽性であっても自覚症状がない場合もあり、判定するためのPCR検査の充実が課題ですが、検査体制が整備されれば、検査体制が整えられれば、感染の適用が認められ、現場の医師の判断で検査が可能になります。

新型コロナウイルス感染症関連

三月に開催された奈良県議会で、自民党奈良を代表して本会開場質問に立ちました。昨年十二月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルスの世界的拡散が終息しない状況下での議会で、その対処を含め、奈良県全般の諸課題について知事をはじめ理事者の姿勢を質しました。

☆☆☆☆☆☆☆☆

自民党奈良を代表して議会質問!

【知事】新型コロナウイルス感染症は、いまだ衰えを見せず患者数の増加が続いており、県民の間に不安が広がっていると認識しています。

不安を解消するためには、萩田議員が指摘されたように、皆様からの相談に適切に対処する体制と医療機関での受入れを整備することが重要です。

そこで県としては、感染予防策を始め新型コロナウイルス感染症全般に関する一般相談窓口(下図)を設置し、不安解

は、その実態解明が進んでいないこともあり、県民の皆さんは不安な気持ちで日々を過ごされています。その心情を相談出来る体制づくりと、実際に感染した場合の受入れ体制を整えていければ、県民の方々の安心・安全を確保できると考えますが、県として感染疑われる患者さんの速やかな受診につながる相談及び県内医療機関の受入れ体制についてお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症の一般的な相談窓口

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-4561	0742-22-5510	平日 8時30分～17時15分 土・日・夜 16時00分～16時00分
奈良県保健所	0742-95-5888	0742-34-2485	平日 8時30分～17時15分
奈良県山辺保健所	0742-55-5883	0742-34-2321	土・日・夜 16時00分～16時00分
奈良県御山保健所	0742-51-0194	0743-52-6095	平日 8時30分～17時15分
奈良県中和保健所	0744-49-3037	0744-47-2315	平日 8時30分～17時15分
奈良県吉野保健所	0741-52-0551	0747-52-7259	平日 8時30分～17時15分
奈良県内宮野保健所	0747-22-3051	0747-25-3623	平日 8時30分～17時15分

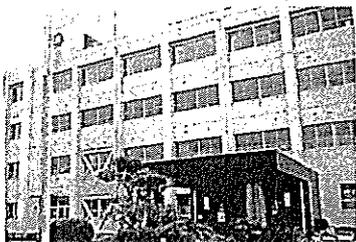
入院が必要な場合は、「感染症指定医療機関」に指定している5病院(上図)に24時間の病床を確保し、患者数の増加に備え、公立・公的、大規模病院に増床を依頼し、新たに40床を確保しています。

【萩田】新型コロナウイルス感染症は、奈良県経済に大きなダメージを与えています。政府は予備費を活用し、緊急対策を明らかにしています。県としても感染症を踏まえた財政運営をされるようお願いいたします。

県立高等学校の再編に伴い閉校となる高等学校問題

【萩田】県議会で議決された「県立高等学校適正化実施計画」は、令和2年度の国際高等学校の開設からスタートしますが、令和3年末から、県立平城高等学校・登美ヶ丘高等学校を始めとし、閉校する学校が出て来ます。生徒数の減少や新時代に即した学校づくりを進める上で、高等学校の再編は必要と思いますが、これまで各学校が培ってきた伝統・文化・実績などを、奈良県の高等学校教育に引き継ぐことが重要と思います。

平城高校は、昭和55年に普通科高校として創立され、地域の発展と轍を一つにしながら今に至っています。同校が積み重ねてきた伝統・文化などをどのように残されるのか、また、学籍の取り扱いや卒業生からの校舎使用要請への対応についてお聞かせ願いたい。



【教育長】県立高等学校適正化実施計画の推進にあたり、閉校する学校が果たしてきた役割を、教育面及び地域社会との関わりから判断し、その伝統や文化を受け継ぐ必要があると考えています。

萩田議員は平城高校を例に挙げていただきましたので、同校について説明すると、これまで地域で果たしてきた歴史的・文化的役割を、移転する奈良高等学校が受け継ぐため、令和2年度に両校が中心となって地域との協議会を立ち上げ、具体的取組みを開始するほか、両校生徒会の交流により生徒が地域から学び、地域の活性化に役立つ活動を生徒会自身で企画・展開することを期待しています。なお、閉校する学校の学籍管理は、校舎を使用する学校が行い、卒業証明書等の交付は今の校舎で行い、卒業生による施設利用も検討します。

災害に強い奈良県づくりを!

着実な森林整備を!

無秩序な開発防止!

利水ダムの機能強化

農産物直売所の整備

優良農地の維持

平城宮跡歴史公園南側の整備

【奈良】新年度予算に、大規模広域防災拠点整備費として一億八千九百万円を計上されたことは、「災害に強い奈良県づくり」への取り組みとして評価します。中でも県土の七七％を森林が占める奈良県において、その保土は極めて重要な施策であり、県では平成十八年度から「奈良県森林環境税」を導入し、森林整備に努めています。依然として八万ヘクタールの放置森林が存在していることから、引き続き継続し創設した森林環境税と合わせ、着実な森林整備に努めていただきます。

【奈良】奈良市東部地域では建設残土がダンブで搬入され、県道・市道の損傷により住民生活が脅かされる事態となり、奈良市北栲尾町においては、県の林地開発許可が必要ないヘクタールを超えない伐採届を奈良市に提出し、実際には一ヘクタールを超えて土砂を投棄したことで、地元には大きな被害をもたらしました。奈良市では、これらの不法行為を規制する条例制定に取り組んでいることから、無秩序な土砂の廃棄は抑制される見込みですが、県としての取り組みについて伺います。

【奈良】平成二十三年の紀伊半島大水害で、県南部・東部を中心に甚大な山地災害が発生したこと、直後の議会において、熊野川流域の利水ダムに関する洪水調節ルールづくりを訴え、国、事業者、河川管理者による連携を議論する旨の答弁をいただきました。頻発する大規模水害への対応策として、利水ダムの治水活用を高めるため関係者間で早急に協議、調整し具体的な取り組みが必要であることから、県の考えを伺います。

【奈良】農産物直売所は、新規就農者や兼業農家にとって少量でも販売可能で、耕作意欲の向上や所得の増加につながり、県民にとっても奈良県産農産物の供給拠点として大きな役割を担っています。JAならけんの「まほろばキッチン 榎原店」は年間で十六億円、同じJA奈良駅店で二億円など順調な運営をされているようです。この状況を踏まえ、奈良県では奈良市中町の道の駅など、新たな直売所の設置へ向け取り組んでおられますが、今後の支援などについて知事の見解をお聞かせください。

【奈良】農家の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増えています。農業従事者の約八割が六十五歳を超えていることから、将来、優良な農地が荒廃するのではと懸念していること、一方では、耕作放棄地に太陽光発電施設が設置され、これまで一〇〇ヘクタールの農地が転用され、景観にも影響を及ぼしているのです。これまでも草刈りや整地、土地改良などで耕作放棄地の発生を防止されてきましたが、生産性の高い優良な農地の維持・確保をどのように推進されるのか、知事の所見をお伺いしたい。

【奈良】将来の農業のあり方を地域内で話し合い、展望を明確にし、誰が農地を引き継ぐかなどについて、合意形成することが重要と考え、「人・農地プラン」の作成を進めるよう市町村長に通達し、高い生産性をめざす農地エリアとして「特定農業振興ゾーン」を指定し、農地の利用集積基盤整備、高収益作物への転換などを図り、新たな優良農地の確保に努めます。

【知事】大規模自然災害が多発しており、災害に強い森林づくりを痛感しているところ。県森林環境税により、この十三年で一万余ヘクタールを超える森林整備が実現でき、今後は、生産・防災・生物多様性に、レクリエーションを一体的に管理するスィスの先例を参考に、新たな管理体制の導入と人材育成へ奈良県フォレストア카데미の設置を予定しており、県の森林環境税の継続についても検討してまいります。

【知事】平成三十年から、衛星写真画像の解析により地形の形状変更を確認し、違法な伐採を監視する体制を強化しています。また、林地開発に係る市町村の伐採届の事務適正化への事務処理マニュアルを作成し、市町村へ周知し、自治体による事業者への指導・監督の適性を支援するとともに、業務を奈良県フォレストア카데미に担わせる取り組みもスタートさせ、森林関係の職員がいないう市町村で伐採届の実効性を高めたいと思います。

【知事】平成二十九年度で奈良県内に約二四〇の農産物直売所があり、百二十億円を売り上げるほどの農産物の販売・流通になくはならない存在になっています。なかでも農産物の取り扱いが五〇％以上などの要件を満たしている三十七直売所と協定を結び「地の味土の香」のブランドで呼んでおり、品質向上、栽培・販売力強化、六次産業化などへ支援しています。また、県では複合拠点施設の整備を進めているところで、それら施設内に販売所を設置し、地域活性化や食の賑わい、観光振興につなげます。

【奈良】平城宮跡歴史公園は、平成三十年三月に開園しましたが、同公園は奈良県が進める大宮通りプロジェクトの一環で、観光ゲートウェイとして重要な拠点であるため、さらなる充実が期待されています。

【知事】積水化学工業の跡地は、その一部に平城宮朱倉大路の遺構エリアを含むなど、歴史・文化資源の活用及び観光・交流の拠点機能面で重要な地区です。具体的活用としては、憩いと賑わいの機能を併せもつ公園整備がふさわしいと考えて

【奈良】農産物直売所は、新規就農者や兼業農家にとって少量でも販売可能で、耕作意欲の向上や所得の増加につながり、県民にとっても奈良県産農産物の供給拠点として大きな役割を担っています。JAならけんの「まほろばキッチン 榎原店」は年間で十六億円、同じJA奈良駅店で二億円など順調な運営をされているようです。この状況を踏まえ、奈良県では奈良市中町の道の駅など、新たな直売所の設置へ向け取り組んでおられますが、今後の支援などについて知事の見解をお聞かせください。

【奈良】農家の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増えています。農業従事者の約八割が六十五歳を超えていることから、将来、優良な農地が荒廃するのではと懸念していること、一方では、耕作放棄地に太陽光発電施設が設置され、これまで一〇〇ヘクタールの農地が転用され、景観にも影響を及ぼしているのです。これまでも草刈りや整地、土地改良などで耕作放棄地の発生を防止されてきましたが、生産性の高い優良な農地の維持・確保をどのように推進されるのか、知事の所見をお伺いしたい。

【奈良】将来の農業のあり方を地域内で話し合い、展望を明確にし、誰が農地を引き継ぐかなどについて、合意形成することが重要と考え、「人・農地プラン」の作成を進めるよう市町村長に通達し、高い生産性をめざす農地エリアとして「特定農業振興ゾーン」を指定し、農地の利用集積基盤整備、高収益作物への転換などを図り、新たな優良農地の確保に努めます。

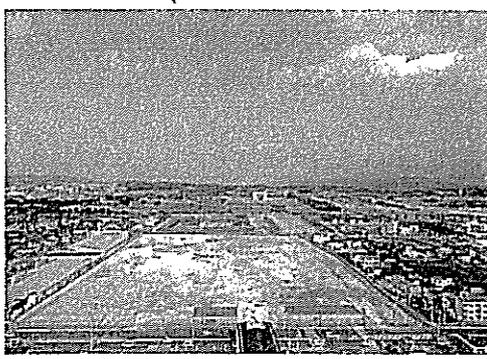
【奈良】平城宮跡歴史公園は、平成三十年三月に開園しましたが、同公園は奈良県が進める大宮通りプロジェクトの一環で、観光ゲートウェイとして重要な拠点であるため、さらなる充実が期待されています。

【知事】積水化学工業の跡地は、その一部に平城宮朱倉大路の遺構エリアを含むなど、歴史・文化資源の活用及び観光・交流の拠点機能面で重要な地区です。具体的活用としては、憩いと賑わいの機能を併せもつ公園整備がふさわしいと考えて

【知事】積水化学工業の跡地は、その一部に平城宮朱倉大路の遺構エリアを含むなど、歴史・文化資源の活用及び観光・交流の拠点機能面で重要な地区です。具体的活用としては、憩いと賑わいの機能を併せもつ公園整備がふさわしいと考えて



農産物直売所(UAならけんのまほろばキッチン)



平城宮跡南側

令和元年度事務所状況報告書

会派・議員名 萩田 義雄

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市窶之庄町129-1 電話 0742-61-6300 延べ床面積 113.25 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 8時間 (a) うち政務活動使用時間 4時間 (b) $(b) / (a) = 4 / 8 \rightarrow$ 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 上記⑤の使用実態に準ずる)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

① 雇用者	氏名 住所	電話番号
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (パートタイマー) <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	2019年 4月 1日～ 2020年 3月 31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料(賃金)	820 円 (10月～840 円) (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1/2	
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2019年4月1日から 2019年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	奈良市窪之庄町 129-1		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	8:30~16:30 の間で短時間勤務(12時~13時は昼休憩)		
休日	土・(日)・祝日・年末及び年始・お盆・ <u>その他</u> (随時)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 820円 諸手当 通勤手当 6,000円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 月末) 賃金支払日 (毎月 月末) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2019年 4月 1日</div> <div style="text-align: center;"> 雇用者 おぎたよしお事務所 被雇用者 [Redacted] </div>			

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2019年10月1日から 2020年9月30日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他 ()		
就業場所	奈良市窪之庄町 129-1		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	8:30~16:30 の間で短時間勤務(12時~13時は昼休憩)		
休日	土・ <u>日</u> ・ <u>祝日</u> ・ <u>年末及び年始</u> ・ <u>お盆</u> ・ <u>その他</u> (随時)		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 840 円 諸手当 通勤手当 6,000 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 月末) 賃金支払日 (毎月 月末) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2019年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 おぎたよしお事務所 </div> <div style="text-align: center;"> 被雇用者 [Redacted] </div> </div>			

賃金台帳(2019年度)

【議員名 荻田 義雄】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	賞与												合計
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
労働日数		21	17	18	18	17	19	20	19	19	19	20	17			223	
労働時間数		110	98.0	98	97	96	101	111	102	100	106	95				1,211.0	
時間外労働																0.0	
休日労働																0	
深夜労働																0	
基本給		90,200	80,360	80,360	79,540	78,720	84,840	93,240	85,680	84,000	89,040	79,800				1,005,320	
調整金		-3,015														-3,015	
時間外手当																0	
通勤手当(課税)																0	
通勤手当(非課税)																0	
賃税合計		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	72,000	
非課税合計		87,185	80,360	80,360	79,540	78,720	84,840	93,240	85,680	84,000	89,040	79,800				1,002,305	
給与総額		93,185	86,360	86,360	85,540	84,720	90,840	99,240	91,680	90,000	95,040	85,800				1,074,305	
健康保険料																0	
介護保険料																0	
厚生年金保険料																0	
雇用保険保険料		262	259	259	257	254	273	298	275	270	285	257				3,206	
社会保険料合計		262	259	259	257	254	273	298	275	270	285	257				3,206	
課税対象額		86,923	80,101	80,101	79,283	78,466	84,567	92,942	85,405	83,730	88,755	79,543				999,099	
所得税																0	
市町村民税																0	
控除額合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引支給額		92,923	86,101	86,101	85,283	84,466	90,567	98,942	91,405	89,730	94,755	85,543				1,071,099	
領収印																	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

① 雇用者	氏名 住所	電話番号
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 (業務委託) <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	2019年 4月 1日～ 2020年 3月 31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料(賃金)	200,000 円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2	
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



業務委託契約書

おぎたよしお事務所（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

1. 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - (2) 甲が指定するコンピュータシステムの構築並びに運用業務
 - (3) 甲が指定する場所・状況において、カメラマンとして撮影する業務
 - (4) その他、甲乙間で別途合意した業務
2. 甲は、必要に応じ、乙が本業務を行う際に必要となる備品を貸与する。
3. 甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、乙に委託する前項の業務の範囲を変更することができる。

第2条（委託料）

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、月額金20万円（交通費見合い1万円含）（消費税込）を支払う。
2. 甲は、乙に対して、当月末日（最終営業日）に、当月分の委託料を甲の指定する金融機関の口座に振込または、現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

第4条（再委託の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託してはならない。なお、乙の事前の通知の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由については、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなす。

第5条（秘密保持）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第6条 (権利義務の移転禁止)

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

第7条 (契約の解除)

1. 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、平成29年6月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
3. 甲は、第1項の規定に関わらず、2ヶ月前までに乙に対して書面により通知することにより、本契約を解約することが出来る。

第9条 (反社会的勢力との取引排除)

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
- (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持・運営に協力又は関与しないこと
- (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第10条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、訴額に応じて奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両当事者協議のうえ決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年6月1日

用
意
記
号

萩田義雄